

静岡県公立大学法人教員採用等規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 13 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の教員の採用及び昇任（以下「採用等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「教員」とは、静岡県公立大学法人職員就業規則（平成 19 年規則第 16 号）第 2 条に規定する教員をいう。

(選考方法)

第 3 条 採用等に係る教員の選考は、原則公募の方法により行う。ただし、静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第 13 条に規定される役員会（以下「役員会」という。）の議を経た上で学長が必要と認めたときは、公募によらない方法により選考することができる。

(教員資格)

第 4 条 教員の資格基準は、別表のとおりとする。

(募集の提案)

第 5 条 採用等を行う教員の所属する学部、短期大学部、研究科又は研究院（以下「学部等」という。）の長（短期大学部にあっては、短期大学部部長。以下「学部長等」という。）は、欠員の発生等により教員の採用等が必要となった場合には、学長に対し募集の提案を行う。ただし、理事長はこれとは別に公募の開始を学長に対し提案できるものとする。

(募集の発議)

第 6 条 学長は、各学部長等からの提案を受け、又は各学部長等から必要に応じて意見を聴き、役員会に対して募集の発議を行う。

(採用等方針)

第 7 条 役員会は、定款第 16 条第 1 項第 5 号に基づき、採用等の方針案を策定し、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則（平成 19 年規則第 12 号）第 1 条に規定する教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）に対し当該方針案について、定数ほか経営事項との照合を指示する。

2 教員人事委員会は、前項で策定された方針案を、定款第 17 条に規定される経営審議会（以下「経営審議会」という。）があらかじめ審議し決定した定款第 20 条第 1 項第 6 号の事項との照合を行い、その結果を役員会に報告する。

3 役員会は、教員人事委員会の行った照合結果を加味して採用等方針を決定し学長へ報告する。

(選考審査)

第 8 条 学長は、公募の開始及び選考審査を教員人事委員会へ指示する。

2 教員人事委員会は、公募を行うとともに、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 10 条に規定する資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置し、応募者

の研究業績・教育能力の審査を指示する。

- 3 資格審査委員会は、応募時の提出資料や必要に応じて面接を行うなど、応募者のこれまでの研究実績等を審査し、応募資格に適合したすべての者について点数化等により順位付けを行った上で、教員人事委員会へ審査結果を報告する。

(候補者の推薦等)

第9条 教員人事委員会は、前条第3項の審査結果に加え、人件費等の経営的視点からの審査や、必要に応じて面接を行うなど、大学運営等教育研究分野以外の教員に求められる領域に関する審査を行い、また役員会に意見を求め、総合的視点から採用候補者1名を決定し学長へ推薦する。

- 2 役員会は、教員人事委員会の推薦する者について、第7条第3項で決定した採用等方針との適合性を検証し学長に対し意見を述べる。

(採用等の申出)

第10条 学長は、役員会の意見を参考として、前条第1項の規定に基づき推薦された採用等候補者を全学的立場から選考し、理事長に対して採用等の申出を行う。

(任命)

第11条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第70条に基づき、学長から申出のあった候補者を任命する。

(公募によらない選考・採用)

第12条 公募以外の方法により選考し、採用等を行う場合には、公募に関する手続きを除き、第5条から第11条を準用するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教員の採用について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に従前の採用等の関係規程によりなされた採用等の手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に従前の採用等の関係規程によりなされた採用等の手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に従前の採用等の関係規程によりなされた採用等の手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表

	内容
教授の資格	<p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 3 大学において教授の経歴のある者 4 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者 5 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者 6 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
准教授の資格	<p>准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記に規定する教授となることのできる者 2 大学において助教又は専任の講師の経歴のある者 3 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴のある者 4 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者 5 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者 6 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
講師の資格	<p>講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記に規定する教授又は准教授となることのできる者 2 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
助教の資格	<p>助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記に規定する教授又は准教授となることのできる者 2 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 3 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
助手の資格	<p>助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者 2 前号の者に準ずる能力があると認められる者